

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

河南町 森田 昌吾

市町村名 (市町村コード)	河南町 (273821)
地域名 (地域内農業集落名)	白木地域② (寺田の一部・北加納・南加納・平石)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻を中心に野菜などを露地栽培されている。
当地域では、農業者の高齢化と併せて後継者など担い手不足、また、大半が棚田となっており、農作業の負担が課題となっている。
また、農業だけでは、生活が成り立たない。
(令和5年農地アンケート回答者における70才以上の農業者 55.5%、なおかつ後継者不在の農業者 40.9%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内外から担い手を確保するとともに、農道や水路の整備に努め、また、ほ場整備等を進め、農地の有効活用を図る。また、現状の水稻や野菜栽培に加え、高収益作物や土壌を生かした作物の栽培による地域の活性化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農環境改善に取り組み、また、主に認定農業者や新規就農者の耕作面積の拡大を促進し、担い手への農地集積・集約を図る。また、集落営農、協業化を推進する。 また、寺田、北加納、南加納の一部において、ほ場整備を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、原則として農地中間管理機構((一財)大阪府みどり公社)を通じて行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の確保のために、必要に応じて、農道や水路等の基盤整備を行うとともに、ほ場整備等についても検討し、営農環境改善に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手の育成として農業塾や農業協力隊(農業ボランティア)等の設置を検討し、多様な担い手の確保を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
協業化、共同作業や農作業委託を活用できる仕組みづくり等を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩今後も地域での話し合いを継続する。

※軽微な変更や転用等に伴う地域計画からの農地の除外については、HP等による協議とする。